会社名 日本精機株式会社

(コード番号 7287 東証第2部)

代表者 代表取締役社長 永井 正二 問合せ先 管理本部 法務・総務部

> シニア・マネジャー 五十嵐 孝之 (TEL . 0258 - 24 - 3311)

内部統制システムに関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成20年3月18日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、及び反社会的勢力排除に向けた体制整備を目指すことを目的として、下記のとおり、内部統制システムに関する基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)代表取締役社長のコンプライアンス宣言を受け、コンプライアンス行動指針を制定し、コンプライアンス相談・提案制度の概要を含め全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知することで、全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底しております。
- (2) コンプライアンス・オフィサーに役付取締役を任命し、コンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会では、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握に努めており、重要な問題点について審議し、その結果を取締役会に報告しております。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図っております。
- (3) コンプライアンス委員会は、問題・課題把握のためにテーマを決めて、各部門代表による部門間の相互監査を実施しております。
- (4)使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、すみやかに報告できる コンプライアンス相談・提案窓口をコンプライアンス委員会に設けており、相談・ 提案を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・ 決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう周 知しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に従い、 職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下文書等という)に記録し、保 存及び管理することを徹底しております。
- (2)係る文書等を、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。
- (2) リスクマネジメント・オフィサーに役付取締役を任命し、リスクマネジメント 委員会を設置しております。当該委員会において組織横断的リスク状況の監視及 び全社的対応を行うことで、改善を継続的に実施しております。
- (3)新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、担当部署を定め対応しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行しております。
- (2)更なるスピード経営を目指すために、役付取締役で構成される経営会議を設置 し、重要案件を迅速に審議し、取締役会に上程しております。
- (3)取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を実施しております。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社経営管理本部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、 関係会社連絡協議会を通じて情報の共用化を図るとともに、当社及びグループ各 社の内部統制システムの構築を進めております。
- (2)当社業務監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたします。その 結果を取締役会に報告し、関係各部門は必要に応じて、内部統制の改善を行いま す。

6 . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項ならびに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役室を設置し、専属の使用人を配置しております。当該使用人は監査業務 を補助しております。
- (2)監査役は当該使用人を教育・育成し、レベルアップを図るものとしております。
- (3) 当該使用人の人事評価は2名以上の監査役により行っております。
- (4) 当該使用人の人事異動及び懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじ め監査役会の承諾を得るものとしております。

7 . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する 体制

- (1)取締役会等重要な会議の議事録を閲覧した上で、不明点があれば取締役に報告 を求めることができるようにしております。
- (2)取締役及び使用人は、次に定める事項に該当する場合は、監査役に報告しております。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

経営状況として重要な事項

内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

重大な法令・定款違反

コンプライアンス相談・提案窓口の通報状況及び内容

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役会は取締役会との間で、意見交換会を実施します。
- (2)監査役会は会計監査人との間で、定期的に意見交換会を開催しております。

9.財務報告の信頼性を確保するための体制

経理部及び業務監査室は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成 18 年 6 月に公布された金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築いたします。

10.反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取組んでおります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備しております。

対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務・総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応いた します。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力か らの不当要求に屈しない体制を構築いたします。

外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織防犯対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は新潟県企業対象暴力対策協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務・総務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的 勢力であるかどうかの確認に利用いたします。

対応マニュアルの整備状況

当社のコンプライアンス宣言を受け、コンプライアンス行動指針に反社会的勢力との関係断絶を明記し、全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知徹底を図っております。

研修活動の実施状況

コンプライアンス委員会は、当社及びグループ各社にコンプライアンス啓発 活動を行っております。

以上